

事業概要

令和3年版

東京都人事委員会事務局

目 次

	頁
第1 人事委員会の概要	
1 概 要	1
2 各任命権者との関係	2
第2 人事委員会の機構、職員数、予算等	
1 人事委員会の機構	2
2 事務局各課分掌事務	4
3 事務局職員配置状況	6
4 予算概要	6
第3 主 要 事 業	
1 委員会議の運営等	9
2 労働基準監督機関としての事務	12
3 任用・給与及びその他の勤務条件の調査、研究、勧告等	15
4 公平審査等	20
5 試験及び選考の実施	27
人事委員会の1年間の主な動き（令和2年度）	44

第 1 人事委員会の概要

1 概 要

人事委員会は、民主的、能率的な人事行政の推進を図り、もって地方自治の本旨の実現に資するため、地方公務員法に基づき条例により設置された機関であり、任命権者から独立した専門的な人事行政機関である。

知事が議会の同意を得て選任する 3 人の委員をもって組織されており、委員の任期は 4 年である。

人事委員会の権限は、地方公務員法に規定されているが、主な職務を大別すると次のとおりである。

(1) 適正な勤務条件の設定

ア 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、議会及び知事に勧告すること。

イ 給料表について、議会及び知事に対し、報告及び勧告すること。

ウ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

エ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を議会若しくは知事又は任命権者に提出すること。

オ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び知事に意見を申し出ること。

カ 非現業職員の勤務条件に関し、労働基準監督機関としての事務を行うこと。

(2) 中立・公正な任用制度の確保

ア 職員の競争試験及び選考に関する事務を行うこと。

イ 人事評価の実施に関し、任命権者に勧告すること。

(3) 公平審査機能

ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、これに必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する審査・裁決をし、これに必要な指示を行うこと。

(4) 規則制定等

ア 法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

イ 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。

ウ 職員団体の登録に関する事務を行うこと。

エ 職員に対する給与の支払を監理すること。

オ 職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行うこと。

カ 元職員による働きかけを受けた職員からの届出の受理、任命権者への調査要求など、働きかけ規制違反に対する監視を行うこと。

2 各任命権者との関係

人事委員会は、地方公共団体の人事行政の持つ重要性・専門性・特殊性という特徴に鑑みて、専門的かつ中立的な立場から、職員の任免、分限、懲戒といった任命権者の人事権の行使をチェックすることにより、適正な人事行政を確保する。

第2 人事委員会の機構、職員数、予算等

1 人事委員会の機構

人事委員会は、3人の委員による合議制の執行機関で、委員会の権限の行使を補助させるため事務局が置かれている。

(1) 委 員 (令和3年8月1日現在)

職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了日
委員長	青 山 脩	非 常 勤	平成27年7月24日 ^(※1)	令和5年7月23日
委 員	山 極 清 子	非 常 勤	平成29年10月28日 ^(※2)	令和3年10月27日
委 員	山 崎 恒	非 常 勤	平成30年8月30日 ^(※3)	令和4年8月29日

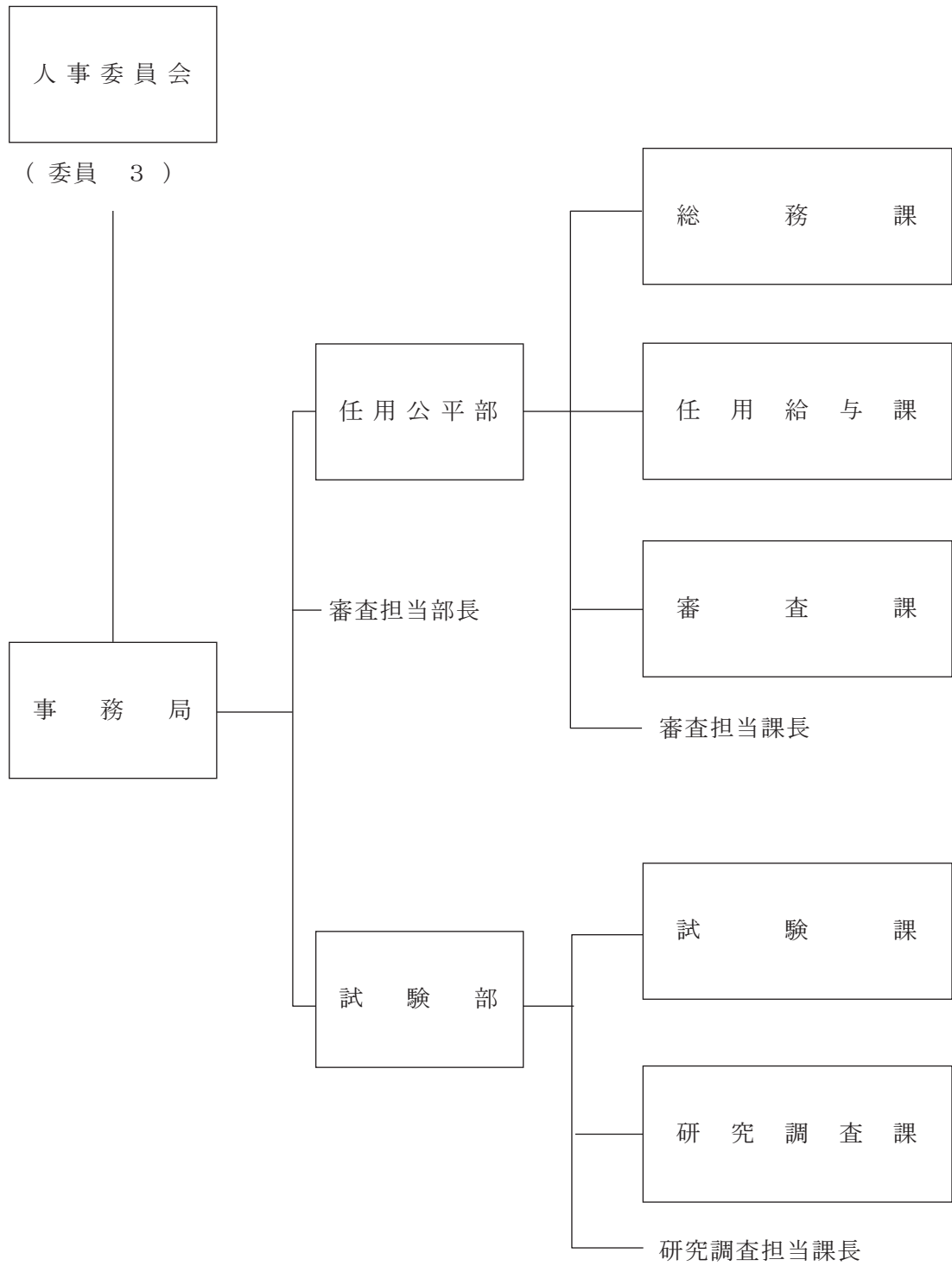
(※1) 青山脩委員長は、現在2期目（現任期は令和元年7月24日から令和5年7月23日まで）

であり、令和元年7月31日付けで委員長に再任

(※2) 山極清子委員は、現在1期目

(※3) 山崎恒委員は、現在1期目

(2) 事務局組織図（令和3年8月1日現在）



2 事務局各課分掌事務

部	課	分掌事務
任用公平部	総務課	1 委員会議に関すること。 2 委員会議事録の作成及び保管に関すること。 3 局所属職員の人事及び給与に関すること。 4 公印に関すること。 5 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 6 公文書類の收受、配布、審査、発送、編集及び保存に関すること。 7 情報公開に係る連絡調整等に関すること。 8 個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 9 予算、決算及び会計に関すること。 10 財産及び物品の調達、管理に関すること。 11 労働基準監督機関として行う労働基準法等の規定の施行に関すること。 12 広報及び広聴に関すること。 13 局事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。 14 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。 15 知事への業務状況の報告に関すること。 16 他の部、課に属しないこと。
	任用給与課	1 職員の採用、昇任等任用の方法についての一般的基準に関すること。 2 選考の実施（試験課に属するものを除く。）に関すること。 3 職員の研修に関する計画の立案及びその勧告に関すること。 4 人事評価の実施に係る勧告に関すること。 5 職員の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度等の調査研究及びその成果の提出に関すること。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件についての報告及び勧告に関すること。 7 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること。 8 職員に対する給与の支払監理に関すること。 9 その他人事制度の調査研究等に関すること。
	審査課	1 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。 2 職員に対する不利益処分に関する審査請求の審査に関すること。 3 職員の公務災害補償に関する審査の申立ての審査に関すること。 4 職員団体の登録に関すること。 5 職員団体等に対する法人格の付与に関すること。 6 管理職員等の範囲の指定に関すること。 7 職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談に関すること。 8 委託公共団体の公平審査に関すること。 9 退職手当の支給制限等の処分等に係る調査審議に関すること。

部	課	分掌事務
試 験 部	試 験 課	1 競争試験又は選考の実施に関すること。 2 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の作成及びその提示に関すること。 3 条件付採用及び臨時的任用に関すること。 4 競争試験又は選考の実施方法の調査企画に関すること。
	研究調査課	1 試験問題の作成及び研究調査に関すること。 2 試験の結果の分析及びその有効性の判定に関すること。

3 事務局職員配置状況

(令和3年8月1日現在)

部	課	職 務 名	職 層	理事	参事	副参事	主事				計
			局長	部 担当部長	課 担当課長	統 括 課長代理	課長代理	主任	係員		
任用公平部	総務課		人 1	人 1	人 1	人 1	人 4	人 3	人 2	人 13	
	任用給与課				1	1	5①	4①	2	13②	
	審査課			1	2		2	1		6	
	計		1	2	4	2	11①	8①	4	32②	
試験部	試験課			1	1	3	1	4	4	14	
	研究調査課				7	2	1			10	
	計			1	8	5	2	4	4	24	
合 計				1	3	12	7	13①	12①	8	56②

(注) ○内は併任者等で外数である。

4 予算概要

令和3年度当初予算額 951,000 千円

(内 訳)

事業	金額	説明
委員会事務	千円 17,117	委員報酬その他委員会開催経費等
一般管理事務	643,307	職員費その他事務局管理運営費
労働基準法等の施行に関する事務	1,393	労働基準監督機関としての事務の実施に要する経費
任用及び給与制度の調査研究等に関する事務	22,854	調査研究及び勧告等に要する経費
公平審査等の実施に関する事務	16,747	職員の勤務条件に関する措置の要求の審査及び不利益処分に関する審査請求の審査の実施に要する経費
職員の採用試験等の実施に関する事務	249,582	職員の競争試験及び選考の実施に要する経費

第 3 主 要 事 業

1 委員会議の運営等

(1) 委員会議の運営

委員会議は、規則の制定等人事委員会の権限に属する事務を処理するため開催される。

会議は、定例会と、委員長が必要であると認めたとき又は委員の請求があったとき開催する臨時会とがある。

ア 委員会議開催状況

(令和2年度)

会議の別	回数	議事事項・件数		
		議案	報告	計
定例会	34回	84件	23件	107件
臨時会	0	0	0	0
計	34	84	23	107

イ 規則の制定改廃状況

(令和2年度)

公布番号	規則名	公布年月日	施行年月日	内 容	主管課
2年10	公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	2. 9. 30	2. 10. 1	派遣先法人の追加に伴う規定整備	任用給与課
1 1	東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	2. 9. 30	2. 10. 1	働きかけ規制適用除外団体の追加に伴う規定整備	総務課
1 2	東京都人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則	2. 10. 15	3. 4. 1	東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正及び東京デジタルファースト条例施行規則の制定に伴う規則の全部廃止	総務課

公布 番号	規 則 名	公 布 年月日	施 行 年月日	内 容	主管課
1 3	勤務条件についての措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	2. 10. 15	3. 4. 1	東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正等に伴う改正	審査課
1 4	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	2. 10. 15	3. 4. 1	東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正等に伴う改正	審査課
1 5	東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	2. 10. 30	2. 10. 30	都政の構造改革の推進を踏まえ、押印に係る規定を改正	総務課
1 6	東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	2. 10. 30	2. 10. 30	都政の構造改革の推進を踏まえ、押印に係る規定を改正	任 用 給与課
1 7	東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	2. 10. 30	2. 10. 30	都政の構造改革の推進を踏まえ、押印に係る規定を改正	任 用 給与課
1 8	東京都人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	2. 11. 13	2. 11. 13	都政の構造改革の推進を踏まえ、押印に係る規定を改正	総務課
1 9	職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則	2. 12. 23	3. 4. 1	職員の旅費に関する条例の改正に伴う規定整備	任 用 給与課
3 年 1	任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則	3. 2. 24	3. 2. 24	検疫法の改正に伴う規定整備	任 用 給与課
2	東京都人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則	3. 3. 18	3. 3. 18	都政の構造改革の推進を踏まえ、押印に係る規定を改正	総務課

公布 番号	規 則 名	公 布 年月日	施 行 年月日	内 容	主管課
3	東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則	3. 3. 31	3. 4. 1	I C T職が新設されたことに伴い、事務局職員の職務名に情報通信技術を追加	総務課
4	東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	3. 3. 31	3. 4. 1	働きかけ規制適用除外団体の合併に伴う規定整備	総務課
5	労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則	3. 3. 31	3. 4. 1	組織改正等に伴う規定整備	総務課
6	公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	3. 3. 31	3. 4. 1	派遣先法人の合併に伴う規定整備	任 用 給与課
7	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3. 3. 31	3. 4. 1	組織改正等に伴う規定整備	審査課
8	初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	3. 3. 31	3. 4. 1	組織改正に伴う規定整備	任 用 給与課

(2) 国又は他の地方公共団体との連絡

国又は他の地方公共団体の人事委員会との連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑な運営を図るため、全国人事委員会連合会その他の組織に加盟し、任用・給与制度及び勤務条件等について共同して研究し、情報交換を行っている。

なお、都人事委員会委員長は、昭和27年全国人事委員会連合会設立以来、会長として、加盟都道府縣市・特別区相互、及び国その他関係機関との連絡調整を図っている。

令和3年度における加盟組織等は、次のとおりである。

加 盟 組 織	加盟人事委員会	備 考
全 国 人 事 委 員 会 連 合 会	1 都、1 道 2 府、43 県 20 政令市 和歌山市 1 特別区 (計69団体)	(令和3年度) 会 長 東京都 副会長 宮城県 〃 大阪府 〃 福岡県 〃 横浜市
関 東 甲 信 越 静 人 事 委 員 会 協 議 会	1 都、10 県 (計11団体)	(令和3年度) 幹事県 長野県
大 都 市 人 事 委 員 会 連 絡 協 議 会	1 都、20 政令市 1 特別区 (計22団体)	(令和3年度) 幹事市 横浜市
十 六 都 道 府 県 人 事 委 員 会 協 議 会	1 都、1 道 2 府、12 県 (計16団体)	(令和3年度) 幹事県 北海道

2 労働基準監督機関としての事務

職員に対しては、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の規定が適用されるが、労働基準法別表第1第12号（学校、試験・研究所等）及び同表以外の官公署（都税事務所等一般行政事務所）のいわゆる非現業事業場に勤務する職員の勤務時間その他の勤務条件等についての労働基準監督機関としての権限は、人事委員会が行うことと定められている（地方公務員法第58条第5項）。

令和3年4月1日現在、当委員会が所管する事業場及び職員（特別職・単純労務職〈技能業務職〉を除く一般職員）の数は次の表のとおりである。

区 分	知 事 部 局	教 育 庁	警 視 庁	東京消防庁	行 政 委 員 会	計
事業場数	所 201	所 269	所 181	所 106	所 7	所 764
職 員 数	人 19,850	人 23,331	人 50,789	人 19,315	人 286	人 113,571

(1) 定期監督等

人事委員会は、前記適用事業場の中から年度計画に基づいて選定した事業場に対し、勤務条件に関する法令違反を防止するとともに職員の利益保護を図ることを目的として、定期監督、安全調査及び有害物調査を実施している。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事業場を实地で調査する定期監督業務を中止とし、全事業場（759か所）に対して書面調査を実施した。

(2) 特定機械等の検査

ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則等に基づいて、特定機械等の落成検査、変更検査及び使用再開検査を実施している。

令和2年度中に人事委員会が実施した落成検査	……………	1 件
〃	変更検査	…………… 0 件
〃	使用再開検査	…………… 2 件

(3) 解雇予告除外認定

職員を解雇しようとする場合においては、30日以上前に予告するか、あるいは30日以上平均賃金を解雇予告手当として支払わなければならない。ただし、職員に重大な責任があったことを理由（労働者の責に帰すべき事由）に解雇しようとする場合には、あらかじめ人事委員会の認定（解雇予告除外認定）を受けることによって解雇の予告又は解雇予告手当の支払を行うことなく即時に解雇することができる。

令和2年度中に人事委員会が認定した解雇予告除外認定	……………	6 件
---------------------------	-------	-----

(4) 非常災害等による労働時間延長許可

災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合においては、人事委員会の許可を受けて労働時間を延長し又は休日に労働させることができる。

令和2年度中に人事委員会が許可した労働時間延長許可	……………	1 件
---------------------------	-------	-----

(5) 宿日直許可

宿直又は日直の勤務で継続的な業務については、人事委員会の許可を受けて、原則 1 日 7 時間45分・週38時間45分の労働時間の規定にかかわらず従事させることができる。

令和 2 年度中に人事委員会が許可した宿日直許可 …………… 1 件

(6) 時間外・休日労働に関する協定届

学校、試験・研究所等で、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその組合、当該労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を締結し、これを人事委員会に届け出た場合、その協定の定めるところによって時間外又は休日労働をさせることができる。

令和 2 年度中に人事委員会が受理した時間外・休日労働に関する協定届……289件

(7) その他令和 2 年度中における労働安全衛生法及び関係規則に基づく諸届等

特定機械等の各種届出等 ……………	122件
衛生管理者等選任報告 ……………	504件
定期健康診断報告 ……………	711件
職員死傷病報告 ……………	256件
事故報告 ……………	1件

3 任用・給与及びその他の勤務条件の調査、研究、勧告等

(1) 任用制度の調査、研究

行政の民主的、能率的な運営を確保するため、任用制度をはじめとする人事諸制度について、絶えず調査、研究及び企画、立案を行って、随時適切な制度の改善に努めている。

ア 任用制度の調査、研究等

社会情勢の変化及び行政需要、職員構成等の変化に即応した制度確立のための調査、研究及び検討を行っている。

令和2年度は、主に次の事項について調査及び検討を行った。

- ① 今後の人事制度の在り方に関すること。
- ② 採用制度に関すること。
- ③ 昇任制度に関すること。
- ④ 公務員制度改革に関すること。

イ 情報収集、統計資料等の整備

人事行政に関する情報の収集、統計資料等の整備に努め、人事制度の検討、運営上の参考資料として、任命権者に提供している。

(2) 給与、その他の勤務条件の調査研究、勧告等

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないと同時に、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないこととされている（地方公務員法第24条第1項及び第2項）。また、それは、条例で定めることとされている（同条第5項）。

人事委員会は、地方公務員法の趣旨に沿い、職員の給与を定めるに必要な基礎資料を得るため調査研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、必要に応じ勧告を行っている（地方公務員法第26条）。

また、職員の勤務時間その他の勤務条件についても、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮を払いつつ条例で定めることとされており（地方公務員法第24条第4項及び第5項）、給与と同様に、調査研究、報告等の対象としている。

さらに、議会から職員の給与に関する条例などの改正についての意見聴取を受けるほか、人事委員会規則の改正、任命権者からの申請に対する承認及び同意を行っている。

なお、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、職種別民間給与実態調査を例年より時期を遅らせた上で2回に分け、特別給の支給状況等の調査を先行して実施したことから、議会及び知事に対し、10月30日に特別給に関する報告及び勧告を行い、12月18日に給与に関する報告及び人事制度等についての報告を行った。

(3) 令和2年度事業実績

ア 給与調査及び給与報告の実施時期等

業 務 内 容	実 施 年 月	対 象
1 令和2年職種別民間給与実態調査 (1) 調査 (2) 調査表集計 (3) 調査結果表の作成	年 月 令和 2. 6～12 2. 6～7、8～9 2. 9～11 2. 10、12	都内民間事業所 1,228 事業所
2 令和2年東京都職員給与等実態調査 (1) 全数調査 (2) 調査表集計 (3) 調査結果表の作成	2. 4～12 2. 4～7 2. 8～11 2. 12	都職員 約15万人 一般職員 教育職員 公安職員
3 給与に関する報告 (1) 標準生計費の算定 (2) 労働経済指標の資料作成 (3) 民間給与と都職員給与の比較	2. 10、12 2. 8～11 2. 8～11 2. 9～11	議会及び知事に対し 報告・勧告実施

イ 条例の意見聴取及び規則等の改正、承認、同意状況

業 務 内 容	実 施 年 月	件 数
① 職員に関する条例の意見聴取 ② 人事委員会規則の改正等 ③ 任命権者からの申請に対する承認及び同意	年 月 令和 2. 4	件 7
	5	9
	6	21
	7	29
	8	6
	9	18
	10	18
	11	14
	12	32
	令和 3. 1	3
	2	18
	3	67
計		242

○ 令和2年人事委員会勧告等の概要

＜職員の特別給に関する報告と勧告（令和2年10月30日勧告）＞

1 ポイント

特別給（賞与）は、10年ぶりの引下げ

年間支給月数を0.10月分（4.65月→4.55月）引下げ、期末手当で実施

※ 特別給以外の給与については、別途必要な報告・勧告を予定

2 職員と民間従業員の比較

(1) 比較の方法

- ・企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の都内10,910事業所を調査母集団とし、そのうち1,228事業所を無作為抽出して調査（調査完了794事業所）
- ・民間従業員に対する直近1年間（昨年8月から本年7月まで）の賞与の支給実績を調査し、職員と比較

(2) 比較の結果

民間支給割合	職員支給月数	差
4.57月	4.65月	△0.08月

3 特別給の改定

(1) 改定の内容

- ・民間の支給割合が職員の年間支給月数を下回るため、0.10月分引下げ（再任用職員等は0.05月分）
- ・民間の支給状況等を踏まえ、引下げは期末手当で実施

(2) 実施時期

令和2年12月支給の期末手当から実施

＜職員の給与に関する報告（令和2年12月18日報告）＞

1 ポイント

例月給の改定を見送り

公民較差（△195円、△0.05％）は小さいため、改定を見送り

2 職員と民間従業員の給与比較（例月給）

(1) 比較の方法

- ・企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の都内10,910事業所を調査母集団とし、そのうち1,228事業所を無作為抽出して調査（調査完了726事業所 調査実人員45,371人）
- ・職員と民間従業員の4月分支給額を調査し、ラスパイレス方式により、主な給与決定要素である役職、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて両者の給与水準を比較

(2) 比較の結果

(平均年齢 40.9歳)

民間従業員	職員	公民較差
401,843円	402,038円	△195円 (△0.05%)

(注) 職員給与は、本年4月の行政職給料表(一)適用者(新卒採用職員を除く。)の給与

3 例月給の改定

本年の公民較差は小さく、公民の給与はおおむね均衡している状況にあることから、改定を送り

4 今後の課題

(1) 高齢層職員の給与

- ・定年引上げに係る国における法改正等の動向を注視しつつ、都のこれまでの取組や実情を十分に考慮して、都における給与水準等について検討

(2) 職務給の更なる進展等

- ・行政職給料表(一) 1級・2級について、上位級とのバランスを考慮した昇給幅への是正の視点から、引き続き適切な対応を検討

(3) 能力・業績を反映した給与制度の更なる進展

5 人事制度及び勤務環境等に関する報告(意見)

(1) 人材の確保と活用

ア 人材確保・活用に向けた取組

- ・「都政の構造改革」等の新たな展開も踏まえた上で人事制度全般を検証し、未来の東京を見据えた魅力的な制度を構築することが重要
- ・採用試験及び昇任選考におけるオンラインの活用、オンラインによる採用PRの充実といったデジタルトランスフォーメーションの取組を着実に進めていくことが必要
- ・ICT職の育成・昇任・配置管理等のキャリアパスを構築することが必要
- ・主任級職選考を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の職員構成などを考慮しつつその在り方について任命権者と検討を進めていくことが必要
- ・管理職選考は、受験率の向上が課題であり、昇任選考への挑戦を促す環境づくりや選考の在り方について検討を進めていくことが必要

イ 多様な人材の活躍推進

- ・ダイバーシティ、インクルージョンが尊重された都庁を実現するためには、各々の持つ個性や事情にかかわらず、全ての職員がその能力や経験を発揮することができる環境の整備が必要
- ・障害者雇用については、組織として受け入れ支える環境を整備することが重要。障害者活躍推進計画で定めた取組を着実に実施し働きやすい職場づくりに努めていくことが必要

- ・定年引上げに関しては、検討を着実に進めるとともに、今後の法改正を見据え、必要な見直しには速やかに対応していくことが重要

(2) 「新しい日常」における働き方改革と勤務環境の整備

ア ライフ・ワーク・バランスの推進

- ・テレワーク等の活用の推進については、「ポスト・コロナ」の社会も見据え、後戻りさせることなく、定着させていくことが必要。多くの職員がテレワークを日常的かつ円滑に実施できるよう、ソフト・ハードの両面で更に環境を整えるべき
- ・長時間労働の是正には、業務の抜本的な合理化・効率化、管理職のマネジメント意識等の向上、職員一人ひとりが働き方の見直しに不断に取り組むことが重要
- ・教員については「学校における働き方改革推進プラン」等に基づく取組を継続的に推進し、実効性を確保することが肝要
- ・時差勤務及びフレックスタイム制については制度導入職場の拡大を含めた検討が必要
- ・女性活躍推進については、個別の事情へのフォロー体制を強化することや、昇任意欲を向上させることが不可欠
- ・男性職員の育児休業等取得促進の取組については、育児休業等を当たり前に取得できる職場環境づくりをより一層推進することが必要

イ 職員の勤務環境の整備

- ・「職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関する基本方針」に基づいて、パワー・ハラスメントが行われることのない勤務環境づくりが重要
- ・セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントについて、引き続き防止に向けた取組の推進が必要
- ・性自認及び性的指向にかかわらず活躍できる勤務環境の整備に向けてどのような取組が可能であるか検討を進め、実現可能なものから着実に実施すべき
- ・メンタルヘルス対策は、一次・二次・三次予防の対策を継続的に実施し、ストレスチェックを職場の勤務環境改善に役立てていくことが重要

(3) 公務員としての規律の徹底

- ・管理職は、リーダーシップを発揮し、職員を適切に指導・助言して職場におけるマネジメントを強化するとともに、自ら職員の範となるよう努めるべき
- ・全ての職員が高い倫理観と使命感の下、公共のために働くという責任と誇りを持ち誠実かつ公正に職務に精励することを強く望む

4 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置の要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第46条及び第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

令和2年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

ア 事案処理状況

係 属 件 数 (A)	処 理 件 数			繰 越 件 数 (A-(B+C+D))
	判 定 (B)	取 下 げ (C)	併 合 (D)	
23件	8件	3件	0件	12件

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。
 2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。
 3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

イ 判定した事案の内容

番 号	事 件 番 号	要 求 内 容	判 年 月 定 日
1	平成30年(措)第6号	警視庁警察官が扶養手当の認定取消しの見直し等を求めた事案	棄 却 令2. 6.26
2	平成31年(措)第3号	知事部局職員が同性パートナーを有する職員についても事実婚にある職員と同様に結婚休暇を取得できるようにすること等を求めた事案	却 下 令2. 7.30
3	平成31年(措)第4号	都立学校教諭が同性パートナーを有する職員についても事実婚にある職員と同様に結婚休暇を取得できるようにすること等を求めた事案	却 下 令2. 7.30

4	平成31年(措)第11号	知事部局専門参事が上司のパワハラ行為等の停止及び執務環境の悪化行為を停止するよう求めた事案	認容・棄却 令3.3.30
5	平成31年(措)第12号	市立小学校非常勤教員が会計年度任用職員に不採用となった理由の開示を求めた事案	不受理 令2.5.25
6	令和2年(措)第4号	都立学校教諭が新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを改正すること等を求めた事案	却下 令2.12.18
7	令和2年(措)第8号	氏名不詳の者が超過勤務手当の支給を求めた事案	不受理 令3.3.30
8	令和2年(措)第9号	氏名不詳の者が職員会費の監査を求めた事案	不受理 令3.3.30

(2) 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされており、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第49条の2及び第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

令和2年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

事案処理状況

係 属 件 数 (A)	処 理 件 数			繰 越 件 数 (A-(B+C+D))	令 和 2 年 度 の 口 頭 審 理 の 回 数
	判 定 (B)	取 下 げ (C)	併 合 (D)		
58件	0件	2件	0件	56件	0回

- (注) 1 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）前、不利益処分に関する審査請求は不利益処分に関する不服申立てと称していた。
- 2 「判定」とは、審査請求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。
- 3 「取下げ」とは、請求人が審査請求を撤回することをいう。
- 4 「併合」とは、同一又は関連する複数の審査請求を統一して審査することをいう。

(3) 職員団体の登録

職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができることとされており、人事委員会は、登録を申請した職員団体が地方公務員法の規定に適合するものであるときは、規約及び登録申請書の記載事項を登録しなければならない（地方公務員法第53条第1項及び第5項）。

この登録は、職員団体が自主的に組織され、かつ、民主的に運営されていることを公証する制度である。

登録を受けた職員団体は、法人となる旨を人事委員会に申し出ることにより法人となることができる（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項）。

この規定に基づき当委員会に登録されている職員団体名、法人格の有無及び登録年月日は令和3年4月1日現在、次の表のとおりである。

団 体 名	法人格の有無	登 録 年 月 日
1 東京都高等学校教職員組合	有	昭和 41.10.12
2 東京都教職員組合	有	41.10.12
3 東京都障害児学校教職員組合	無	41.10.12
4 東京都公立学校事務職員組合	無	41.10.12
5 東京都学校事務職員労働組合	無	46.12. 9
6 南多摩教職員組合	有	47. 5.31
7 東京都教育管理職員協議会	有	48.10.18
8 北多摩東教職員組合	有	48.10.26
9 北多摩西教職員組合	有	48.10.26
10 東京都庁職員労働組合	無	51. 3.11
11 西多摩教職員組合	有	55. 1.17
12 東京都公立学校教職員組合	有	平成 元.11. 7
13 アイム'89・東京教育労働者組合	無	2. 1.17
14 特別区教職員組合	有	2. 1.17
15 多摩島嶼地区教職員組合	有	2. 1.17
16 西多摩公立学校教職員組合	有	2. 1.31
17 東京都障害児学校労働組合	有	2. 3.20
18 東京都学校ユニオン	有	12. 4.25
19 学校事務ユニオン東京	有	14.12. 3
20 東京都学校臨時教職員労働組合	無	17. 3.16
21 東京都庁一般職非常勤・臨時職員労働組合	無	29. 3.22
22 東京都非常勤講師組合	無	令和 3. 2. 4

(4) 職員団体等に対する規約の認証

地方公務員法第53条の規定による登録を受けられない職員団体等から規約の認証の申請があった場合に、人事委員会は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の規定する要件に適合するものであるときは、その規約を認証しなければならない、この認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条～第5条）。

これは、地方公務員法第53条の規定による登録を受けられない職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務の運営に資するため、法人格を付与するものである。

この規定に基づき当委員会が規約の認証をした職員団体等は、令和３年４月１日現在、４団体である（日本自治体労働組合総連合、全日本教職員組合、全日本自治団体労働組合東京都本部及び日本教職員組合）。

(5) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲については、人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条第３項ただし書及び第４項）。

この趣旨は、管理職員等の範囲については労使間で紛争が生じがちな問題であるため、中立公正かつ専門的な機関である人事委員会によってあらかじめこれを確認し、公示しておくことにある。

知事部局等における職員数に占める管理職員等の人数及びその割合は、令和２年８月１日現在、下表のとおりである。

区 分	全職員数	管理職員等の人数	指定率
知 事 部 局	24,667 人	2,581 人	10.5 %
教 育 委 員 会	17,074	853	5.0
その他の行政委員会等	381	99	26.0
合 計	42,122	3,533	8.4

(6) 苦情相談

職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行っている（地方公務員法第８条第１項第11号）。

令和２年度に当委員会で受けた相談件数は、次の表のとおりである。

区 分	件 数
任 用 に 関 す る も の	30 件
給 与 に 関 す る も の	16
福 利 ・ 厚 生 に 関 す る も の	45
人 事 異 動 に 関 す る も の	24
そ の 他	182
計	297

(7) そ の 他

ア 公務災害補償の審査

都立学校の学校医等の公務上の災害等について、その認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して学校医等から審査の申立てがあったときは、人事委員会は、事案を審査し、裁定を行う（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項、第2項等）。

令和2年度において、当委員会に係属したものはなかった。

イ 委託公共団体の公平審査

公平委員会を置く地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決又は決定についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる（地方公務員法第7条第4項）。

令和2年度において、当委員会が委託を受けたものはなかった。

ウ 退職手当の支給制限等の処分等に係る調査審議

職員の退職後、その在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認められる場合において、当該職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例第16条第2号に定める退職手当管理機関が、同条例第19条第1項第3号若しくは第2項、第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項から第5項までの規定に定める退職手当の支給制限等

の処分を行おうとするときは、人事委員会は、同機関の諮問に応じ、調査審議を行う（同条例第23条）。

令和2年度において、当委員会が調査審議を行ったものはなかった。

5 試験及び選考の実施

(1) 任用の原則に基づいた試験及び選考の実施

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力実証に基づいて行わなければならない（地方公務員法第15条）。

これは成績主義の原則を明らかにしたもので、平等取扱いの原則（地方公務員法第13条）とともに任用制度の根本基準となっている。

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は原則として競争試験によるものとされ、例外として、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができるとされている（地方公務員法第17条の2）。

また、任命権者が、職員を人事委員会規則で定める職に昇任させる場合には、競争試験又は選考が行われなければならないとされている（地方公務員法第21条の4）。

人事委員会は、これらの原則の下、職員の採用試験、障害者及び専門職等の採用選考、管理職・主任級職・行政専門職等の昇任選考を実施している。

なお、試験及び選考は、人事委員会が直接行うものと、各任命権者が人事委員会の委任を受けて行うものがある。

(2) 任用制度の改正

首都東京が、都民の期待に応え、我が国の牽引役としての使命を着実に果たしていくためには、都政を担う全ての職員が、高い意欲と志を持ち、持てる能力を最大限発揮することが不可欠である。人事制度は、その基盤として十全に機能するものでなければならない。こうした認識の下、当委員会は、時代にかなう人事制度のあるべき姿を描き、その実現に向け取組を進めてきた。

ア 採用試験・選考

大学進学率の上昇や大学教育の学際化など、人材供給構造の大きな変化に対応すべく、平成19年度からⅠ類A採用試験を、平成25年度からⅠ類B採用試験の行政の区分に特別な試験対策を必要としない新方式を導入するなど、様々な採用制度の見直しを行ってきた。

また、民間企業との人材確保競争が激化する中で、技術系職員の人材を確保するため、平成26年度からは、Ⅰ類B採用試験の土木・建築の区分にも新方式を導入し（令和2年度以降は休止）、平成27年度には、技術職員に求められる基礎的教養をより適切に検証するために、教養試験の内容の見直しを実施した。

平成28年度には、東京2020大会の開催に向けた一時的な業務量の増加に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づき、任期付職員の採用試験を行った（平成30年度まで実施）。また、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正を踏まえ、点字受験及びパソコン・ワープロで解答できる試験・選考を拡大した。さらに、身体障害者Ⅲ類採用選考の受験資格における上限年齢を28歳未満から40歳未満に引き上げた。

平成29年度には、障害者を対象とするⅢ類採用選考の受験資格を、従来の身体障害者に加えて、知的・精神障害者にも拡大した。また、第2次選考時の身体検査を廃止した。さらに、令和元年度には、受験資格から「自力により通勤が可能な人」「通常の勤務時間に対応できる人」の文言を削除した。

令和2年度には、「スマート東京」の実現に向けたICT職の設置に伴い、Ⅰ類B採用試験の新方式及びキャリア活用採用選考にICT区分を導入した。また、誰もがいきいきと活躍できる東京の実現を目指すため、就職氷河期世代を対象としてⅠ類BとⅢ類の採用試験を実施した。さらに、試験・選考の受験申込みに際し、性別記載を廃止した。

令和3年度には、デジタル化の一環として、キャリア活用採用選考（ICT区分）にWEB面接を導入するほか、採用試験・選考案内（障害者Ⅲ類を除く。）のペーパーレス化、申込受付の原則インターネット化などを行った。

＜令和２年度採用試験・選考＞

試験・選考の種類		主な受験資格	試験内容
Ⅰ類Ａ 採用試験		○年齢24歳以上32歳未満	【第１次】 教養試験、論文、専門試験 【第２次】 個別面接
Ⅰ類Ｂ 採用試験	一般方式	○行政・技術・専門的な職種 年齢22歳以上30歳未満 ○獣医・薬剤：年齢24歳以上30歳未満	【第１次】 教養試験、論文、専門試験 【第２次】 個別面接
	新方式	○行政・ＩＣＴ 年齢22歳以上30歳未満	【第１次】 教養試験、プレゼンテーションシート作成 【第２次】 個別面接（プレゼンテーションを含む） 【第３次】 グループワーク、個別面接
Ⅱ類 採用試験		○年齢20歳以上26歳未満 ※専門的な職種のみ	【第１次】 教養試験、専門試験 【第２次】 個別面接
Ⅲ類 採用試験		○年齢18歳以上22歳未満	【第１次】 事務：教養試験、作文 技術：教養試験、専門試験 【第２次】 個別面接
障害者Ⅲ類 採用選考		○年齢18歳以上40歳未満	【第１次】 教養試験、作文 【第２次】 グループ討議、個別面接
キャリア活用 採用選考		○年齢60歳未満 ○学歴区分に応じた民間企業等における一定年数以上の職務経験	【第１次】 書類選考、教養試験、論文、専門試験 【第２次】 個別面接（プレゼンテーションを含む） 【第３次】 個別面接
就職氷河期世代採用試験	Ⅰ類Ｂ	○昭和45年４月２日～昭和61年４月１日生まれの人	【第１次】 教養試験、論文 【第２次】 個別面接（２回）
	Ⅲ類		【第１次】 教養試験、作文 【第２次】 個別面接（２回）

イ 管理職選考

管理職選考については、将来の都政を担う意欲と資質を有する人材を適切に確保する観点から、平成18年度にこれまで以上に人物・実績を重視した能力実証とする等の制度の改正を行った。

また、競い合いの中で優秀な人材の選抜を適切に行うとともに、働き方改革における生活と仕事の更なる両立支援の一環として、職員のライフスタイルに合わせた受験機会の拡充を図るため、平成29年度及び平成30年度に改正を行い、それぞれ翌年度の選考から新たな内容で実施している。

令和３年度は、デジタル化の一環として、口頭試問１回目をWEB面接で実施した。

＜平成29年度の改正のポイント＞

・受験方法の見直し

種別Ａにおいて、部分受験を可能とした。

事務系・・・択一のみ受験

技術系・・・択一のみ受験、記述のみ受験、択一・記述のみ受験

<平成30年度の改正のポイント>

・受験資格の見直し

種別A及びBについて受験資格を見直し、育児休業又は配偶者同行休業を取得中の職員も論文、口頭試問等の受験を可能とした。

ウ 主任級職選考

主任級職選考については、少数精鋭の職員による都庁の実現に向け、主任級職員にふさわしい能力をより一層適切に検証し、職員の昇任意欲に応えられる環境づくりを図るため、平成18年度に大幅な見直しを行った。

さらに、平成22年度に種別A看護区分の改正を、平成24年度に種別A事務Ⅰ区分及び事務Ⅱ区分の改正を行い、それぞれ翌年度から新たな内容で実施している。

なお、運輸系人事任用制度の再構築に伴い、平成28年度から運輸系主任級職選考に代わる助役選考については実施権限を交通局長に委任している（平成27年度まで実施していた運輸系主任級職選考は廃止）。また、准看護師2級職選考についても平成28年度から実施権限を任命権者に委任している。

令和元年度は、種別A及びBについて受験資格を見直し、翌年度の選考から育児休業又は配偶者同行休業を取得中の職員も選考の全てを受験できるように改正を行った。

(3) 採用PRの取組

少子化に伴い人材供給市場が縮小傾向にある中、今後の都政を担っていく有為な人材を確保するため、任命権者（総務局人事部）と連携を図りながら採用PRに取り組んでいる。

具体的には、事務職、技術職及び専門職など、ターゲットを明確にした各種採用PRイベントをWEBや対面を併用して実施している。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対面により実施していた採用セミナーなどのイベントは、WEBに振り替えて実施した。

また、大学などの学校主催の説明会や民間企業主催の就活イベントへの参加、就職専門サイトへの採用情報の掲載など、都主催のイベント以外の場も活用し、より多くの学生・既卒者に対して都の魅力を発信し、浸透させる取組を行っている。

(4) 試験に関する研究調査

次代の都政を担う有為な人材の確保のため、採用試験問題、昇任選考問題の作成をはじめとして、試験結果の分析、検証、検証結果の問題作成への反映等を行い、試験内容のより一層の向上に努めている。

また、職員採用試験の全試験問題及び択一問題の正答をインターネット等で公開するなど、試験における公正性、信頼性の確保に努めている。

<参考 令和3年度採用試験等の実施状況及び予定>

(令和3年8月1日現在)

試験（選考）名	実施日	申込者数	備考
I 類 A 採用試験	5月9日	人 987	(採用予定者数) 人 53
I 類 B 採用試験	5月2日	4,359	316
管 理 職 選 考	4月25日	人 A 事務系 567 部分受験 69 技術系 407 部分受験 61 B 事務系 390 記述のみ受験 106 技術系 379 記述のみ受験 54	(合格者数) 人 A 事務系 38 技術系 9 B 事務系 68 技術系 26

(注) 申込受付中等により未確定の試験・選考は以下のとおり

(採用試験・選考)

- ・Ⅱ類、Ⅲ類採用試験
- ・障害者を対象とするⅢ類採用選考
- ・キャリア活用採用選考
- ・Ⅰ類B採用試験（権限委任分）
- ・就職氷河期世代を対象とした採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）

(昇任選考)

- ・主任級職選考
- ・行政専門職選考

(5) 令和2年度採用試験等の実績

ア 採用

(ア) 採用試験・選考（東京都職員分）

試験・選考の名称	試験・選考区分	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
Ⅰ類A	事務	人 63	人 1,203	人 638	人 79	倍 8.1
	技術	55	318	185	83	2.2
	小計	118	1,521	823	162	5.1
Ⅰ類B	行政	355	4,286	2,120	467	4.5
	技術	135	756	390	221	1.8
	環境検査 外13区分	130	1,106	621	163	3.8
	小計	620	6,148	3,131	851	3.7
Ⅱ類	専門	12	260	161	20	8.1
Ⅲ類	事務	40	1,018	670	62	10.8
	技術	36	206	140	73	1.9
	小計	76	1,224	810	135	6.0
障害者Ⅲ類	事務	45	351	240	46	5.2
キャリア 活用	事務	12	129	103	13	7.9
	技術	74	313	250	62	4.0
	専門	66	190	148	46	3.2
	小計	152	632	501	121	4.1
就職氷河期世代	事務	20	3,026	1,753	23	76.2
合計		1,043	13,162	7,419	1,358	5.5

(注) 1 技術は、土木、建築、機械及び電気である。

(Ⅰ類B及びキャリア活用にはICTを含む。)

2 環境検査外13区分には、保健師（権限委任）を含む。

(イ) 採用試験・選考（警視庁警察行政職員分）＜権限委任＞

試験・選考の名称	試験・選考区分	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
Ⅰ類	事務	人 60	人 855	人 256	人 75	倍 3.4
	技術	17	42	11	5	2.2
	専門	3	50	19	4	4.8
	小計	80	947	286	84	3.4
Ⅲ類	事務	30	908	564	90	6.3
	技術	6	9	3	2	1.5
	小計	36	917	567	92	6.2
障害者Ⅲ類	事務	5	42	34	3	11.3
合 計		121	1,906	887	179	5.0

(注) Ⅰ類技術は土木、建築、機械及び電気、Ⅰ類専門は心理、Ⅲ類技術は電気である。

(ウ) 採用試験・選考（東京消防庁一般職員分）＜権限委任＞

試験・選考の名称	試験・選考区分	採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
Ⅰ類	事務	人 1	人 122	人 40	人 11	倍 3.6
Ⅲ類	事務	1	163	70	11	6.4
障害者Ⅲ類	事務	1	30	6	0	－
合 計		3	315	116	22	5.3

(エ) 採用試験（警視庁警察官分）＜権限委任＞

試験の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
警視庁 警察官 採用試験	I 類	人 766	人 5,494	人 3,866	人 808	倍 4.8
	Ⅲ類	294	3,516	2,073	295	7.0
	合 計	1,060	9,010	5,939	1,103	5.4

(オ) 採用選考（警視庁特別捜査官分）＜権限委任＞

選考の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
警視庁 特別 捜査官 採用選考	科 学	人 2	人 7	人 7	人 0	倍 -
	サイバー犯罪	7	24	23	0	-
	合 計	9	31	30	0	-

(カ) 採用選考（警視庁警察官再採用分）＜権限委任＞

選考の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
警視庁警察官 再採用選考		人 5	人 9	人 9	人 1	倍 9.0

(キ) 採用選考（道府県の警察官を対象とする特別採用分）＜権限委任＞

選考の名称		採用者 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
道府県警察官特別採用		人 -	人 1	人 1	人 0	倍 -

(ク) 採用試験・選考（東京消防庁消防吏員分）＜権限委任＞

試験・選考の名称		採用 予定者 (a)	申込者 (b)	受験者 (c)	合格者 (d)	倍率 (c/d)
東京 消防 庁 消防吏員 採用試験 ・選考	I類	人 220	人 5,476	人 3,723	人 555	倍 6.7
	II類	40	3,155	1,730	262	6.6
	III類	80	5,272	4,005	522	7.7
	専門系	10	71	34	4	8.5
	合計	350	13,974	9,492	1,343	7.1

(ケ) 採用選考（個別選考）

区分 \ 任命権者別	都一般	警視庁	東京消防庁	計
局長級	人 1	人	人	人 1
部長級	10	2		12
課長級	21		1	22
課長代理級	3	2		5
主任級	3			3
1級職	32		1	33
合計	70	4	2	76

(注) 1 令和2年4月2日～令和3年4月1日の採用数である。

2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁（学校）をいう（以下同じ）。

3 医師、研究機関の研究員及び国からの採用等である。

(コ) 指導力不足教員を対象とする特例選考

選考の名称	申込者	受験者	合格者
県費負担教員の特例採用選考	人 0	人 —	人 —
都立学校教員の特例転職選考	0	—	—
合計	0	—	—

(サ) 採用選考（幹部職員都区等交流分）＜権限委任＞

任命権者別 区 分	都一般	警視庁	東京消防庁	計
局 長 級	人	人	人	人
部 長 級	2			2
課 長 級	2			2
合 計	4			4

（注）令和２年４月２日～令和３年４月１日の採用数である。

(シ) 課長代理級職選考＜権限委任＞

任 命 権 者	対 象 者	受 験 者	合 格 者
都 知 事	人 13	人 13	人 7

（注）キャリア活用採用選考最終合格者に対する課長代理級職選考である。

(ス) その他の採用選考＜権限委任＞

区 分 \ 任命権者別	都一般	警視庁	東京消防庁	計
事 務 系	人 3	人	人	人 3
福 祉 系	48			48
一 般 技 術 系	6	10		16
医 療 技 術 系	608	2		610
技 能 系	13	14	2	29
運 輸 系	246			246
警 察 官		314		314
消 防 吏 員			9	9
合 計	924	340	11	1,275

(注) 1 令和2年4月2日～令和3年4月1日の採用数である。

2 職種例は、以下のとおりである。

- ・事 務 系 …… 事務、通訳
- ・福 祉 系 …… 福祉
- ・一般技術系 …… 職業訓練、交通技術等
- ・医療技術系 …… 医師、助産師、看護師等
- ・技 能 系 …… 海技、技能Ⅰ、技能Ⅱ等
- ・運 輸 系 …… 自動車運輸等

イ 昇 任

(ア) 管理職選考（東京都職員分）

種 別 ・ 区 分			申 込 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
種別 A	事 務 系	事 務	人 622	人 549	人 37	% 6.7
	技 術 系	土 木	271	242	4	1.7
		建 築	38	32	2	6.3
		機 械	55	49	1	2.0
		電 気	57	53	1	1.9
		生 物 ・ 医 化 学	28	20	1	5.0
小 計		449	396	9	2.3	
合 計		1,071	945	46	4.9	
種別 B	事 務 系	事 務	424	337	68	20.2
	技 術 系	土 木	248	222	17	7.7
		建 築	23	23	3	13.0
		機 械	44	41	3	7.3
		電 気	52	46	2	4.3
		生 物 ・ 医 化 学	27	24	8	33.3
小 計		394	356	33	9.3	
合 計		818	693	101	14.6	

- (注) 1 管理職選考は、主任級職員対象の種別 A と課長代理級職員対象の種別 B に区分される。
- 2 筆記考査は令和 2 年 8 月 2 日、口頭試問は同年 10 月 8 日、9 日、12 日及び 13 日に実施した。
- 3 合格者は、一次選考合格者を指す。種別 A は、合格者到達水準判定会議・最終選考合格をもって、種別 B は、最終選考合格をもって管理職選考合格となる。
なお、最終選考は、管理職選考委員会における判定結果をもとに、合格者を決定する。

(イ) 行政専門職選考（東京都職員分）

種 別	合格者	備 考
種 別 A	人 10	税務（資産評価）外 8 区分
種 別 B	11	港湾整備外 9 区分
合 計	21	

（注） 行政専門職は、任命権者が候補者を選抜し、特定分野の個別業務が対象の種別 A と、事業部単位を基本とする政策分野が対象の種別 B に区分される。

(ウ) 課長級昇任選考（個別選考）

区 分 \ 任命権者別	都 一 般	警 視 庁	東 京 消 防 庁	計
課 長 級	人 55	人	人	人 55

（注） 1 令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日の昇任数である。
2 医師、研究機関の研究員等の昇任である。

(エ) 警視庁管理職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁課長級職昇任選考（一般職員）

< 権限委任 >

選考の名称	任命権者別 (a)	対 象 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
管理職 昇任選考	警 視 庁	人 130	人 14	% 10.8
課長級職 昇任選考	東京消防庁	21	1	4.8

（注） 令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日の昇任数である。

(オ) 警視庁係長職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁課長代理級職選考（一種）（一般職員） < 権限委任 >

選考の名称	任命権者別 (a)	対 象 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
係長職 昇任選考	警 視 庁	人 317	人 19	% 6.0
課長代理級職 選考（一種）	東京消防庁	58	3	5.2

（注） 管理職選考合格者を除く。

(カ) 主任級職選考（Ａ）（東京都職員分）

種 別 ・ 区 分		申 込 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)	選考対象職種の例
I 類	事 務	人 1,659	人 1,559	人 468	% 30.0	事務、司書等
	土 木	455	438	133	30.4	土木
	建 築	86	77	26	33.8	建築
	機 械	134	128	36	28.1	機械
	電 気	125	121	33	27.3	電気
	小 計	2,459	2,323	696	30.0	
II 類	福 祉 I	28	27	7	25.9	福祉
	福 祉 II	33	32	7	21.9	心理、福祉技術等
	産業技術 I	101	95	31	32.6	環境検査、獣医等
	産業技術 II	69	64	19	29.7	林業、農業技術等
	産業技術 III	19	19	5	26.3	職業訓練、理工技術等
	医療技術 I	127	120	29	24.2	薬剤、臨床検査等
	医療技術 II	168	154	37	24.0	栄養士、診療放射線等
	保 健	21	18	5	27.8	保健師
	看 護	216	208	72	34.6	助産師、看護師
	小 計	782	737	212	28.8	
合 計		3,241	3,060	908	29.7	

(注) 筆記考査は令和２年９月27日に実施した。

(キ) 主任級職選考（Ｂ）（東京都職員分）

選 考 区 分	申 込 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)	選考対象職種の例
事 務 系	人 165	人 131	人 71	% 54.2	事務、司書等
一 般 技 術 系	78	72	44	61.1	土木、建築、機械等
医 療 福 祉 系	87	85	47	55.3	福祉、薬剤、看護師等
合 計	330	288	162	56.3	

(注) 筆記考査は令和２年９月27日に実施した。

(ク) 准看護師 2 級職選考・警視庁副主査職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁主任級
職昇任選考（一般職員）＜権限委任＞

選考の名称	任命権者別	対 象 者 (a)	受験者・受考者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
准看護師 2 級職選考	都 知 事	人 4	人 0	人 0	% 0.0
副主査職 昇任選考	警 視 庁	672	554	62	11.2
主任級職 昇任選考	東京消防庁	154	90	6	6.7
合 計		830	644	68	10.6

(ケ) 警視庁警察官階級昇任試験（選考）＜権限委任＞

階 級	対 象 者 (a)	受験者・受考者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
警 視	人 261	人 261	人 172	% 65.9
警 部	16,523	6,852	252	3.7
警 部 補	20,226	11,077	935	8.4
巡 査 部 長	22,739	12,149	1,212	10.0
合 計	59,749	30,339	2,571	8.5

(注) 警視選考における受考者は、対象者をもって充てる。

(コ) 東京消防庁消防吏員階級昇任試験（選考）＜権限委任＞

階 級	対 象 者 (a)	受 験 者・受 考 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
消防司令長	人 592	人 563	人 54	% 9.6
消 防 司 令	3,591	3,122	119	3.8
消防司令補	4,874	4,384	247	5.6
消 防 士 長	4,967	4,755	478	10.1
合 計	14,024	12,824	898	7.0

(サ) 運輸系昇任選考＜権限委任＞

選考の名称	対 象 者 (a)	受 験 者 (b)	合 格 者 (c)	合 格 率 (c/b)
運輸系管理職選考	人 118	人 26	人 2	% 7.7
助役選考	2,351	242	84	34.7
グループリーダー 選考	849	290	106	36.6
合 計	3,318	558	192	34.4

人事委員会の１年間の主な動き（令和２年度）

年	月	日	事 項
2	6	29	職種別民間給与実態調査（賞与等の調査）の開始 （同年7月31日終了）
2	7	19	I類A採用試験（第1次試験）を実施 （同年10月9日最終合格発表）
2	7	26	I類B採用試験（第1次試験）を実施 （同年10月21日（新方式）、同年10月22日（一般方式）最終合格発表）
2	8	2	管理職選考（筆記考査）を実施 （同年10月22日合格発表）
2	8	17	職種別民間給与実態調査（月例給の調査）の開始 （同年9月30日終了）
2	9	13	Ⅱ類、Ⅲ類採用試験（第1次試験）及び障害者を対象とするⅢ類採用選考 （第1次選考）を実施（同年11月10日最終合格発表）
2	9	20	キャリア活用採用選考（第1次選考）を実施 （同年12月11日最終合格発表）
2	9	27	主任級職選考（筆記考査）を実施 （同年11月13日合格発表）
2	10	25	就職氷河期世代を対象とした採用試験（Ⅰ類B、Ⅲ類）（第1次試験）を実施 （同年12月11日最終合格発表）
2	10	30	都議会及び知事に対して「職員の特別給に関する報告と勧告」を実施
2	12	18	都議会及び知事に対して「職員の給与に関する報告」を実施
3	1	22	都庁WEBセミナー＜技術職＞土木・建築編を開催 （292名が参加）
3	1	29	令和3年度採用試験（選考）日程を発表
3	1	29	都庁WEBセミナー＜技術職＞機械・電気編を開催 （157名が参加）
3	3	12	専門職オンライン相談会を開催 （353名が参加）
3	3	19	技術職WEB説明会を開催 （アーカイブ配信のみ）
3	3	19	採用オンラインセミナーを開催 （1,149名が参加）

令和3年9月 発行

事業概要

令和3年版

登録番号(3)4

編集・発行	東京都人事委員会事務局 任用公平部総務課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03 (5320) 6932
印刷	株式会社イマイシ 東京都足立区梅島一丁目31番15号 電話 03 (3848) 1311